

各種融資・投資等

小規模企業者等設備貸与事業

事業の概要

小規模企業者等が必要な機械設備を当機構が代わって購入し、長期・低利の割賦販売により貸与することで創業及び経営革新を促進することを目的としています。

内 容

【対象者】

県内に工場・店舗を有している事業所

小規模企業者〔常用従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)〕

(但し、一定要件を満たせば「特認枠」として50人まで受付可能)

【対象設備】

- ・産業機械や印刷機、建設用機械など小規模企業者等の事業の用に供する設備
- ・機械設備の導入により、経常利益と付加価値の一定以上の向上見込みが必要

【限度額】

100万円以上1億円以下

【損料率】

1.1 ~ 1.9 % (基準金利 1.5%)

【返済期間】

3~10年以内

【返済方法】

据置期間1年以内、半年賦

【保証金】

機械設備価格の10%

【担保・保証人】

- ・担保…原則不要(ただし、審査等によって必要となる場合あり)
- ・保証人…「経営者保証に関するガイドライン」に基づく

【その他の要件】

(1)対象者の「特認枠」による受付の場合、以下の条件を満たすことが必要

- ・直近3年間の平均経常利益が3,500万円以下
- ・金融機関からの借入残高が4億2千万円以下
- ・発行株式等の総数の1/3を超える数を大企業が単独で所有していないこと

(2)設備導入後の経常利益増加率が3年後に3%以上、かつ、付加価値額増加率が3年後に9%以上になると見込まれること

(3)以下に示すものは「対象外」業種(企業)

- ・公序良俗等の観点から不相当と認められる業種
- ・公租公課の滞納や金融機関への返済遅延等

問い合わせ先・参考URL

公益財団法人みやぎ産業振興機構 金融支援課 電話:022-225-6636

<https://www.joho-miyagi.or.jp/taiyo>

再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)・新規開業資金(再挑戦支援関連)

事業の概要

再挑戦支援資金、新規開業資金のご融資を通じて、廃業歴等があり創業に再チャレンジする方のお手伝いをしております。

内 容

【利用できる方】 中小企業(建設業:資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下)
個人事業主

新たに開業する方または開業後概ね 7 年以内の方で、次の全てに該当する方

1. 廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
2. 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
3. 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

【取扱期間】 令和 6 年 3 月 31 日まで

【融資限度】

中小企業事業:7 億 2 千万円、国民生活事業:7 千 2 百万円

【ご返済期間】

- ・設備資金:20 年以内<うち据置期間 2 年以内>
- ・運転資金:15 年以内<うち据置期間 2 年以内>

【資金のお使いみち】

「ご利用いただける方」が必要とする設備資金及び長期運転資金

【貸付利率】 下記 URL を参照ください。

問い合わせ先・参考URL

日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

参考:仙台支店中小企業事業 電話:022-223-8141

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04.html>

仙台支店国民生活事業 電話:0570-005843

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/05_rechallenge_m.html

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)

事業の概要

マル経融資は、商工会・商工会議所で、経営指導(原則 6 ヶ月以上)を受けた方に対し、無担保・無保証人で、日本政策金融公庫が融資を行う国の制度です。

内 容

【ご利用いただける方】

- ・常時使用する従業員が20人(商業またはサービス業(宿泊業および娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む方については5人)以下の法人・個人事業主の方
- ・最近1年以上、商工会議所地区内で事業を行っている方(商工会地区の方は「商工会地区内」となります)
- ・商工会議所の経営・金融に関する指導を原則6ヵ月以上受け、事業改善に取り組んでいる方(商工会地区の方は商工会の経営指導となります)
- ・税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納している方
- ・日本政策金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方

【ご融資の条件】

- ・貸付限度額 2,000万円
- ・返済期間 運転資金7年以内(据置期間1年以内)
設備資金10年以内(据置期間2年以内)
- ・担保・保証人 不要(保証協会の保証も不要です)
- ・利 率 日本政策金融公庫ウェブサイトをご確認ください。
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

問い合わせ先・参考URL

最寄りの商工会・商工会議所へ

小規模企業共済

事業の概要

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業を辞めたり、退職した場合に備えて資金を準備しておく、いわば「経営者の退職金制度」です。

内 容

【加入できる方及び毎月の掛け金】

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)は5人以下)の個人事業主及び会社、企業組合、協業組合、農事組合法人等の役員の方々が加入できます。なお、毎月の掛け金は1,000円から7万円(500円単位)の間で自由に選ぶことができます。

【共済金の受け取り】

共済金は廃業時・退職等時に受け取れます。満期はありません。

【共済金の貸付及び貸付条件】

納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます(担保・保証人不要)

問い合わせ先・参考URL

独立行政法人中小企業基盤整備機構 電話:050-5541-7171

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/index.html>

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

事業の概要

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できます。

内 容

【ポイント1 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能】

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額となります。

【ポイント2 取引先が倒産後、すぐに借入れできる】

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

【ポイント3 掛金は損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できる】

掛金月額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。ただし、減額には一定の要件が必要です。また確定申告の際、掛金を損金(法人の場合)、または必要経費(個人事業主の場合)に算入できます。

【ポイント4 解約手当金が受けとれる】

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。掛金滞納や不正の場合を除き、自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります(12か月未満は掛け捨てとなります)。

問い合わせ先・参考URL

独立行政法人中小企業基盤整備機構 電話:050-5541-7171

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

みやぎ中小企業復興特別資金

事業の概要

東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障をきたしている県内中小企業者等に対し、資金の融通を円滑にし、本格的な復旧・復興活動を支援します。

内 容

【対象者】

東日本大震災により被害を受けた県内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 直接被害：施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること
→市町村長が発行する罹災証明書等（東日本大震災の被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）の交付を受けた方
- (2) 間接被害：震災発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること
→市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた方

【対象区域】

下記に掲げる区域外の市町村長から罹災証明書等の交付を受けた場合は、(1)又は(2)の資金に限ります。

- (1) 本資金に係る既往借入金の範囲内の額による借換資金
- (2) a又はbに係る債務の返済資金
 - a 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本事業者再生支援機構法第16条第1項第1号の規定により買取りをした債権
 - b 宮城産業復興機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項の要件を定める省令第2条第4号イの規定により買取りをした債権

対象となる区域

仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町、松島町、利府町、塩竈市、岩沼市

【融資条件】

- (1) 融資限度額 8,000 万円（運転資金・設備資金）
- (2) 融資利率 固定 年 1.5%
- (3) 償還期間 15 年以内（うち据置 3 年以内）

(4)信用保証料率 0.50%

【取扱期間】

令和6年3月31日(融資実行分)まで

※上記取扱期間後も延長の可能性あり

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>

被災中小企業者対策資金利子補給事業

事業の概要

東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで、負担を軽減し、早期の復旧・復興を支援します。

内 容

【対象者】

次の資金を利用し、罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者

・みやぎ中小企業復興特別資金

【利子補給の概要】

(1)対象融資限度額 1企業 3,000万円以内

(2)利子補給率

・みやぎ中小企業復興特別資金

融資利率 年1.5%に相当する額

(3)補給期間:借入日から3年間

(4)補給回数:年2回 上期分(1～6月分)と下期分(7～12月分)

※利子補給金の合計額は、1企業135万円を上限とします。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/risihokyu.html>

下請セーフティネット債務保証事業

事業の概要

事業協同組合等が行う転貸融資と建設業振興基金の債務保証により、国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者に対し工事の出来高の範囲内において低利な施工資金を提供することによって、下請建設業者への支払条件の改善を図るための事業です。

内 容

【利用資格者】

資本金 20 億円以下または従業員 1,500 人以下の元請建設企業

【借入期間】

原則 1 年以内

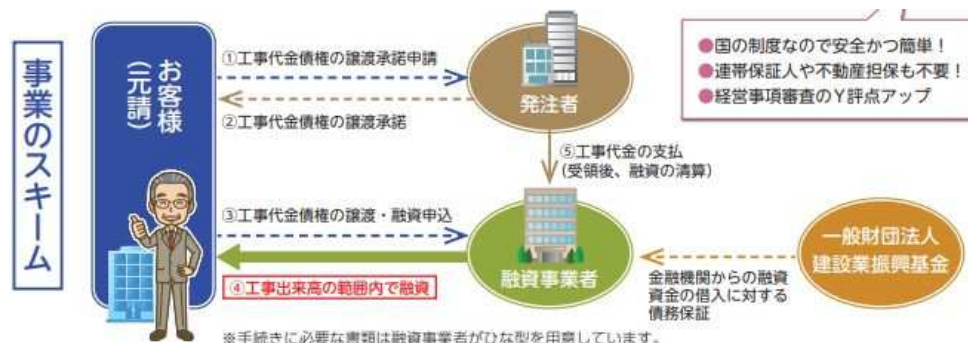
【貸付利率】

事業協同組合等ごとに異なりますので、下記問い合わせ先にご連絡ください。宮城県建設業協同組合、株式会社建設経営サービスがご利用になれます。

【保証対象資金の種類及び借入】

工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金で、以下の 2 つの条件を満たすものに限ります。借入期間は原則1年以内とする。

- ①貸付につき当該工事請負代金債権の譲渡による保全措置が講じられていること。
- ②下請負人等の保護に資する方策が講じられていること。



問い合わせ先・参考URL

一般財団法人建設業振興基金金融支援課 電話:03-5473-4575

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/vls-about.html>

がんばる中小企業応援資金

事業の概要

中小企業者等が既存事業の見直しや、新事業の実施等を通じて経営基盤の強化を図る際、必要となる資金の融通を円滑にし、その取り組みを支援することを目的とします。

内 容

【対象者】

事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、または新たな試みに取り組むことを通じて経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等

【融資条件】

- (1) 融資限度額 3,000 万円
- (2) 融資利率 金融機関所定の固定又は変動金利
- (3) 償還期間 7 年以内(うち据置 2 年以内)
- (4) 信用保証料率 年 1.59%以下

【信用保証料の割引】

次の各種認証等を受けている場合には、がんばる中小企業応援資金の信用保証料が 0.2%軽減されます。

■ 県実施: 女性のチカラ認証制度、障害者雇用促進企業登録、環境配慮事業者登録、スマートみやぎ健民会議「優良会員」登録、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証、みやぎ優れMONO認定、みやぎ認定IT商品、宮城県グリーン製品認定、みやぎ「働き方改革」実践企業支援制度の認定、未来を拓くパートナーシップ構築推進会議創設の「パートナーシップ構築宣言」の公表

■ 市町村実施: 消防団協力事業所の認定

※当該認証を重複して取得している場合でも、割引率は最大 0.2%となります。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話: 022-211-2744
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>

下請債権保全支援事業

事業の概要

下請建設企業や資材企業が元請建設企業に対して有する工事請負代金や資材代金の債権（手形含む）の支払をファクタリング会社が保証し下請債権等を保全します。また下請工事契約を締結した時から保証を受けることも可能です。

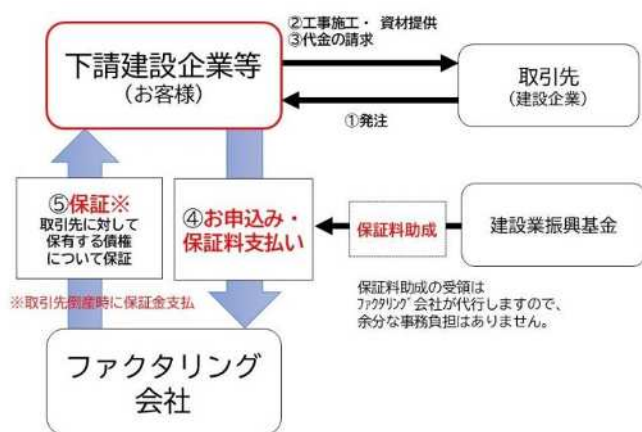
万が一、元請建設企業の倒産等により当該債権を受け取ることができなかつた場合、ファクタリング会社が保証限度額内で支払を保証します。また、取引先に持っている金額が確定した個別債権を買い取ります。

内 容

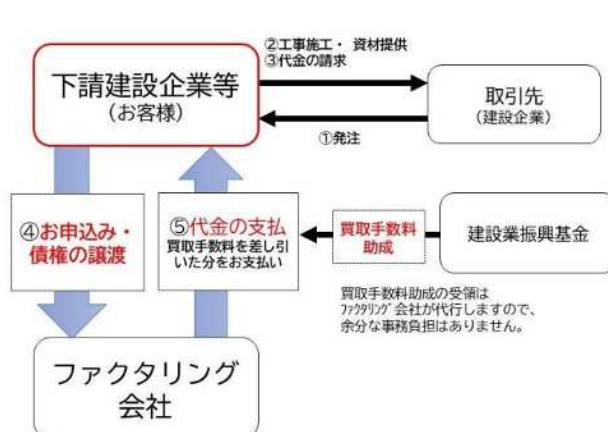
【特 徴】

- 1.元請企業に保証を掛けていることを知られることはありません。
※但し保証履行に至った場合はこの限りではありません。
- 2.一次下請企業の方だけでなく、二次下請企業の方も直接請負関係にある発注企業の保証を申し込むことができます。
- 3.公共工事だけではなく民間工事も対象となります。

債権の支払保証



債権の買取保証



問い合わせ先・参考URL

一般財団法人建設業振興基金金融支援課 電話:03-5473-4575

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/slm-about.html>

中小企業経営安定資金

事業の概要

金融機関を通じて、県内に事業所、事務所、店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者を対象として融資する制度です。事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とします。

内 容

資金名	一般資金	経営環境変化対策資金 (セーフティネット資金)
融資対象者	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	中小企業信用保険法第2条第5項各号(※国による指定)に該当する特定中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等
融資限度額	一企業 8,000万円	一企業 8,000万円
利 固 率 定 ー	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	第1号～4、6号該当 1.30% 第5、7、8号該当 1.30%
保 証 料	年1.59%以下	年0.5～0.7%
償 還 期 間	運転:7年以内 (うち据置1年以内) 設備:10年以内 (うち据置1年以内)	運転・設備:10年以内 (うち据置2年以内)

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>

事業承継税制・金融支援制度

事業の概要

事業承継に伴う非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予及び金融支援の認定申請を受け付けています。

内 容

【事業承継税制】

中小企業の後継者が先代経営者からの贈与、相続または遺贈により取得した非上場株式に係る贈与税・相続税の一部を納税猶予する制度です。納税猶予を受けた中小企業者は、一定の要件を満たす場合、猶予税額が免除されます。

※認定を受ければ、必ず納税猶予されるわけではありません。適用対象となるかの判断は税務署が行います。

【金融支援制度】

先代経営者の死亡や退任が原因となって、事業活動の継続について支障が生じている中小企業者に対し、中小企業信用保険法の特例や日本政策金融公庫法の特例などの金融支援措置を講じます。

※認定を受ければ、必ず特例の対象となるわけではありません。信用保証協会等の審査があります。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部中小企業支援室 電話：022-211-2742

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/syoukei.html>

創業を支援するための資金

事業の概要

金融機関を通じて、創業に必要な資金を融資する制度です。

内 容

資金名	創業育成資金	スタートアップ創出促進資金
融資対象者	①事業を営んでいない個人が、1か月以内(※)に新たに事業を開始する場合、または事業を開始した日以後5年未満の場合 ②事業を営んでいない個人が、2か月以内(※)に新たに会社を設立する場合、または設立した日以後5年未満の場合 ※支援創業関連保証を適用する場合は6か月以内 ③会社が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立する場合、または設立した日以後5年未満の場合	①事業を営んでいない個人が、2か月以内(※)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ※支援創業関連保証を適用する場合は6か月以内 ②会社が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立する場合、または設立した日以後5年未満の場合等
融資限度額	一企業 3,500万円	一企業 3,500万円
(利率) (固定)	1.55%	1.55%
保証料	年0.3%	年0.5%
償還期間	運転・設備:10年以内 (うち据置2年以内)	運転・設備:10年以内 (うち据置2年以内)

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>

中小企業等経営強化法による支援

事業の概要

中小企業等が経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に提出し、認定を受けることで中小企業経営強化税制(即時償却等)や各種金融支援が受けられます。

計画策定の際は商工会議所・商工会等の支援機関からサポートを受けることができます。

内 容

【利用できる方】 中小企業等(従業員数 2,000 人以下の会社又は個人事業主等)

【策定の指針】

事業分野(例:建設業)を所管する省庁において事業分野ごとに生産性向上の方法等を示した事業分野別の指針を策定することとなっており、建設業についても指針が策定されています。

したがって、建設業者が活用する場合は当該指針を踏まえて策定する必要があります。

「建設業分野に係る経営力向上に関する指針」は中小企業庁ウェブサイトに掲載されています。

【支援の概要】

支援の種類	概 要
税制措置	認定計画に基づき取得した一定の設備や不動産について、法人税や不動産取得税等の特例措置を受けることができます。
金融支援	政府系金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
法的支援	業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に対する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

※各支援措置の詳細は、中小企業庁作成「支援措置活用の手引き」をご覧ください。

問い合わせ先・参考URL

中小企業庁事業環境部企画課 電話:03-3501-1957 (平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

中小企業経営強化税制

事業の概要

青色申告書を提出する中小企業等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき適用期間内(令和7年3月31日まで)に一定の設備を新規取得等して指定事業(建設業を含む)の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

内 容

【利用できる方】 中小企業(資本金1億円以下)、個人事業主

【対象設備】

機械装置(160万円以上):建設機械等、ソフトウェア(70万円以上)、
器具備品・工具(30万円以上):測量機器等、建物付属設備(60万円以上)
生産等設備を構成するもので、中古資産や貸付資産ではないこと
生産性向上設備(A類型)
収益力強化設備(B類型)
デジタル化設備(C類型)
経営資源集約化設備(D類型)

【優遇内容】

個人事業主、資本金3千万円以下:即時償却又は税額控除10%
資本金3千万円超1億円以下:即時償却又は税額控除7%

【対象設備要件】

- A 生産性が旧モデル比平均1%以上向上すること
- B 投資収益率が年平均5%以上であること
- C 可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれに該当すること
- D 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係ること

問い合わせ先・参考URL

中小企業税制サポートセンター 電話:03-6281-9821 (平日9:30~12:00、13:00~17:00)
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

詳細は中小企業庁ウェブサイトをご覧ください。

環境・エネルギー対策資金

事業の概要

環境・エネルギー対策資金のご融資を通じて、非化石エネルギーの導入などにより環境対策の促進を図るみなさまのお手伝いをします。

内 容

【利用できる方】 中小企業(建設業:資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下)
個人事業主

【取扱期間】 令和 6 年 3 月 31 日まで

【融資限度】

中小企業事業:7 億 2 千万円、国民生活事業:7 千 2 百万円

【ご返済期間】

- ・設備資金:20 年以内<うち据置期間 2 年以内>
- ・運転資金: 7 年以内<うち据置期間 2 年以内>

【資金のお使いみち】

「ご利用いただける方」が必要とする設備資金及び長期運転資金
(特定の建設機械を購入するために必要な設備資金など)

【貸付利率】 下記URLを参照ください。

問い合わせ先・参考URL

日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

参考: 仙台支店中小企業事業 電話:022-223-8141

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

仙台支店国民生活事業 電話:0570-005843

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

IT活用促進資金

事業の概要

IT活用促進資金のご融資を通じて、情報化の推進を行うみなさまのお手伝いをしております。

内 容

【利用できる方】 中小企業(建設業:資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下)

【取扱期間】 令和 6 年 3 月 31 日まで

【融資限度】

中小企業事業:7 億 2 千万円

【ご返済期間】

- ・設備資金:20 年以内<うち据置期間 2 年以内>
- ・運転資金: 7 年以内<うち据置期間 2 年以内>

【資金のお使いみち】

「ご利用いただける方」が必要とする設備資金及び長期運転資金
(情報化投資を構成する設備等)

【貸付利率】 下記URLを参照ください。

問い合わせ先・参考URL

日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

参考:仙台支店中小企業事業 電話:022-223-8141

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html

原油高騰に伴う中小企業者に対する金融支援 (緊急経済変動対策資金)

事業の概要

経済情勢の変化等外部要因により一時的に業況の悪化を来している中小企業者等に対し、長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とします。

内 容

【対象者】

燃料費高騰、原材料高騰に起因するもので、次のいずれかに該当するもの

- ①最近3ヶ月間の売上高に占める製造原価(売上原価、工事原価等の類するものを含む。以下同じ。)の割合が、前年の同期と比較して10%以上増加している中小企業者等
- ②最近3ヶ月間の売上高に占める製造原価の割合が、前年の同期と比較して5%以上増加し、かつ前々年の同期と比較して10%以上増加している中小企業者等

【融資条件】

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 融資限度額 | 8,000 万円 |
| (2) 融資利率 | 年 1.45% |
| (3) 償還期間 | 10 年以内(うち据置 2 年以内) |
| (4) 信用保証料率 | 年 1.59% 以下 |

【資金使途】

運転資金及び設備資金

(ただし、設備資金は、燃料費の削減につながる既存設備の変更などの場合に限りです。)

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>